

登別市町内会等の活動の活性化を
推進する条例（案）
逐条解説

登別市

前文

町内会等は、長年にわたり最も身近な地域コミュニティとして公共的な役割を果たすとともに、市は、町内会等を大切なパートナーとして、地域の諸課題に協働で取り組み、安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。

近年、自然災害の激甚化や頻発化が見られ、登別市は、平成24年に発生した暴風雪による大規模停電や平成30年に発生した北海道胆振東部地震を経験してきましたが、その際には災害発生時の情報伝達や地域住民の安全確保などにおいて町内会等のつながりが非常に大きな役割を果たしました。

こうしたことから、日頃からの人と人とのつながりや助け合いの重要性が改めて認識され、地域コミュニティの一つである町内会等の役割がますます重要となってきています。

しかしながら、少子高齢化や人口減少が進む中、町内会等の役員の高齢化、担い手不足等の課題が顕在化しています。また、人々の価値観や生活の多様化等に伴い、地域住民の町内会への加入率や町内会等の活動への参加は減少傾向にあり、今後、地域でのコミュニケーションの希薄化等により地域活動が低下していくことが危惧されています。

そこで、地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市が町内会等の重要性を認識し、互いに連携し、協働して地域住民の町内会への加入と町内会等の活動への参加を促進することにより、より豊かで明るく誰もが安心して暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条例制定の社会的背景や目的、基本的な考え方を明確にします。このことにより、これらが共有され、その条例が具体的に何を目指しているのかを理解しやすくなります。

本市をより豊かで明るく誰もが安心して暮らしやすいまちとして未来の世代に継承していくためには、地域住民の町内会への加入と町内会等の活動を活性化することが重要であり、そのためには、様々な主体が連携し取り組む必要があります。

そこで、その取組が必要となる社会的背景や目的、基本的な考え方を明示し、共有するために、本条例に前文を規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、町内会等の活動の活性化の推進について基本理念を定め、地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市の役割を明らかにするとともに、互いに連携し、協働して地域住民の町内会への加入及び町内会等の活動への参加を促進することにより、町内会等の活動の活性化を推進し、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例の目的について規定しています。

【解説】

町内会等は、地域コミュニティの中心として、地域住民の交流や親睦を図る各種行事を行うほかにも、防災活動、見守り活動、環境美化活動など様々な活動に日々取り組んでおり、行政だけではなし得ない地域活動の大きな担い手となっています。

そこで、地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市のそれぞれの役割を明確にし、互いに連携・協働して地域住民の町内会への加入、町内会等の活動に参加を促すことで、町内会等の活動の活性化を推進し、安心して快適に暮らせることができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民 市内に居住する者をいう。
- (2) 町内会 市内の一定の区域に居住する者の地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (3) 町内会等 町内会及び登別市連合町内会（以下「連合町内会」という。）をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人又は個人をいう。
- (5) 不動産事業者 事業者のうち、市内における住宅の賃貸又は管理（以下「住宅の賃貸等」という。）を業として行う法人又は個人（これらの代理又は媒介する者を含む。）をいう。

【趣旨】

本条例における用語について、その意味を明確にして解釈に疑義が生じないように規定しています。

【解説】

（第1号関係）

地域住民とは、市内に住んでいる方をいい、住民基本台帳の記録の有無、国籍及び居住期間の長短を問いません。

（第2号関係）

町内会とは、市内の一定の区域に住む方の地縁に基づき形成された自治組織をいい、本市では、「町内会」、「町会」及び「自治会」があります。

（第3号関係）

町内会等とは、町内会及び登別市連合町内会としています。

（第4号関係）

事業者とは、市内において事業を行う法人又は個人としています。

（第5号関係）

不動産事業者とは、市内にある住宅の賃貸又は管理を業務として行う法人又は個人としています。

（基本理念）

第3条 町内会等の活動の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- （1）地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市の相互理解及び協働により行うこと。
- （2）町内会等の地域社会における役割の重要性を理解し行うこと。
- （3）町内会等の自立性及び地域性を尊重すること。
- （4）地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。

【趣旨】

町内会等の活動の活性化の推進にあたって、本条例の基本的な考え方を規定しています。

【解説】

（第1号関係）

町内会等の活動の活性化の推進は、町内会等や市だけでなく、地域住民、事業者、不動産事業者といった様々な主体がお互いのことを理解し、協働により行うことが必要です。

(第2号関係)

町内会等は、地域住民の交流や親睦を図る各種行事を実施するだけでなく、防災活動、見守り活動など行政だけではなし得ない地域活動の大きな担い手であるとともに、市と協働のまちづくりを行う重要なパートナーです。町内会等の活動の活性化の推進は、これらの役割の重要性を理解して行う必要があります。

(第3号関係)

町内会等の活動の活性化の推進には、町内会等の自立性や成り立ちの違いなどがあることから、これらのことに配慮する必要があります。

(第4号関係)

地域には、様々な価値観や考え方、世代や生活状況などにより異なった考え方を持つ人々が暮らしています。町内会等の活動の活性化の推進には、このような人々の多様な価値観や自主性を尊重することが必要です。

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、自らが地域の一員であることを認識し、安心して快適に暮らすために、町内会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するよう努めるものとする。

2 地域住民は、自らが居住する地域の町内会への加入及び町内会等の活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

【趣旨】

町内会等の活動の活性化の推進にあたって、地域住民の役割について規定しています。

【解説】

(第1項関係)

町内会等は、地域住民の交流や親睦を図る各種行事を展開するだけでなく、防災活動、高齢者や子どもの見守り活動、環境美化活動など行政だけではなし得ない地域活動の大きな担い手であるとともに、市と協働のまちづくりを行う重要なパートナーです。地域住民は、地域で果たしているこうした町内会等の役割について、理解することが望まれます。

(第2項関係)

町内会等が地域で果たしている役割に目を向け、自分自身が居住する地域において町内会に加入するとともに、町内会等の活動への積極的かつ主体的な参加・協力が望まれます。ただし、町内会への加入は、強要されるものではありませんし、活動に参加しないことで不利益な扱いを受けるも

のでもありません。

(町内会等の役割)

第5条 町内会等は、見守り活動及び防災活動等を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、安心して快適に暮らすことができる地域社会の形成に努めるものとする。

2 町内会等は、地域住民の自発的な町内会への加入、町内会等の活動への参加及び交流を促進するとともに、地域住民が町内会等の地域社会における役割の重要性について理解を深めるよう努めるものとする。

3 町内会等は、地域住民及び事業者が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。

4 町内会等は、その活動を補い合い、又は深めるために、必要に応じて、他の町内会、連合町内会、事業者、不動産事業者、市及び各種団体と連携するよう努めるものとする。

5 連合町内会は、当該連合町内会を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会等の活動の活性化の推進に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

【趣旨】

町内会等の活動の活性化の推進にあたって、町内会等の役割について規定しています。

【解説】

(第1項関係)

町内会等は、高齢者や子どもの見守り活動、防災活動、環境美化活動など行政だけではなし得ない役割を担っており、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、引き続き地域において重要な役割を担っていくことが期待されます。

(第2項関係)

町内会等は、各種行事等を通じて地域住民の交流や親睦を図ったり、町内会回覧等により町内会活動の内容を周知することで、地域住民に町内会等の重要性を理解していただき、町内会未加入者や転入者の自発的な加入や町内会等の活動への参加及び交流の促進につながる工夫が望まれます。

(第3項関係)

現在のように価値観が多様化した社会において、より多くの市民に町内会への加入を促すためには、町内会等自身が活動状況に関する情報を積極的に発信し、運営の透明性を高めながら、町内会等への賛同者を増やすこ

とが重要です。また、年齢や性別を問わず幅広い世代の方々が参加しやすい組織づくりに努めることで、町内会等の活動に参加する方の増加や活動の充実、さらには将来の町内会等の運営の担い手の確保にもつながることが期待されます。

(第4項関係)

町内会等は、地域の課題解決や活性化をより確実に進めるため、必要に応じて他の団体が持つ資源を組み合わせることで不足を補うなど、多様な主体と連携を図ることが期待されます。

例えば、他の町内会の先進事例を取り入れ、連合町内会の組織力を活用し、併せて事業者やまちづくり団体等の資源や知見などを活用することで、活動の質を高めることが期待されます。

また、これらの連携は、単発の協力にとどまらず、長期的な信頼関係のもとで、成果の持続性を確保することが望まれます。

(第5項関係)

住みよいまちづくりのため、連合町内会は、様々な機会を捉えて町内会の意見を把握し、町内会等の活動の活性化の推進に関する意見を市に伝えることが望まれます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、町内会等の地域社会における役割の重要性を理解し、町内会等の活動に積極的に参加し、又は協力することにより、町内会等の活動の活性化の推進に努めるものとする。

【趣旨】

町内会等の活動の活性化の推進にあたって、事業者の役割について規定しています。

【解説】

事業者も地域社会の重要な一員ですので、町内会等の重要性を理解していただき、町内会等の活動への積極的な参加や協力をしていただくことで、町内会等の活動の活性化が推進されることが期待されます。

(不動産事業者の役割)

第7条 不動産事業者は、町内会等及び市が行う地域住民の町内会への加入及び町内会等の活動の活性化の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 不動産事業者は、住宅の賃貸等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者又は入居している者に対し、町内会への自発的な加入及び町内会等の活動に関する情報の提供に努めるものとする。

【趣旨】

町内会等の活動の活性化の推進にあたって、不動産事業者の役割について規定しています。

【解説】

(第1項関係)

転入や転居をする際は、町内会へ新たに参加する機会でもあります。特に集合住宅における町内会への加入率の低さが昨今の課題となっているため、不動産事業者の町内会等の活動の活性化の推進に関する取組への協力が期待されます。

(第2項関係)

市内の住宅にこれから入居をする方又は既に入居している方が賃貸借契約の更新をする場合などに、町内会等の活動状況や町内会への加入と町内会等の活動への参加を求める情報を入居者に提供することへの協力が期待されます。

(市の役割)

第8条 市は、町内会等と地域の諸課題に協働で取り組むことにより、安心で住みよいまちづくりの推進を図るものとする。

2 市は、事業等の実施に当たり、町内会等に協力を依頼する場合には、関係部局間の連携に努め、町内会等の負担が過重なものとならないよう十分配慮するものとする。

3 市は、町内会等の活動の活性化を推進するために必要な支援を行うものとする。

4 市は、地域住民が町内会等への理解及び関心を深め、町内会等の活動への参加を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

【趣旨】

町内会等の活動の活性化の推進にあたって、市の役割について規定しています。

【解説】

（第1項関係）

町内会等は、季節行事、地域の見守り、生活ニーズの把握などを通し、地域の日常生活の現場を最も知る存在です。市は、地域の諸課題に対応する際にはこれらの知見やデータを有する町内会等と信頼を醸成し、協働で取り組むことにより、地域の諸課題の解決につなげ、安心して住みよいまちづくりを進めます。

（第2項関係）

町内会等も役員の高齢化等により、事業等の内容によっては負担が過重なものとなる可能性があることから、市は、事業等の実施にあたり、町内会等に協力を依頼する場合は、負担が過重なものとなり、本来の町内会等の活動に支障を来すことがないように関係部局間の連携に努め、町内会等に十分に配慮します。

（第3項関係）

市は、町内会等が活動を活性化し、地域課題を主体的に解決できるよう、町内会等の実態やニーズを把握した上で、町内会運営助成金などによる財政的な支援や市役所窓口で転入者へ加入促進チラシの配布を行うなどの情報発信支援などを行います。

（第4項関係）

市は、地域住民が町内会等の役割の大切さについて理解や関心を深め、町内会への加入や町内会等の活動への参加を促進するため、広報のぼりべつや市公式ウェブサイトなどを活用して、必要な広報・啓発を行います。

（意見の考慮）

第9条 市は、町内会等の活動の活性化の推進に関する施策を実施するときは、町内会等の意見を考慮するものとする。

【解説】

市が町内会等の活動の活性化の推進に向けて取り組む際には、町内会等の意見を把握する機会を設けるとともに、把握した意見を考慮し施策決定していくことを規定しています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例に定めのない事項は、必要に応じて規則や要綱等で別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。